

取扱区分：公開

令和2年第10回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和2年9月25日（金）

〔場 所〕 304・305会議室

令和2年第10回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和2年第10回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和2年9月25日（金） 午後2時00分

2 閉会日時 令和2年9月25日（金） 午後4時30分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1番 萩原 和夫	2番 門井 隆	3番 常見 淳
4番 野口 勇	5番 田鍋 光男	6番 齋藤 博司
7番 高橋 建一	8番 寺田 進	9番 岩崎 久
10番 山本 寿一	11番 吉岡 政広	12番 杉崎 國昭
13番 原田 順一	14番 竹内 幸男	

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）山口 実	（平野）渋谷 悟	（黒浜）新井 仁
（黒浜）小澤 はつ江	（蓮田）増田 雅暢	（蓮田）山口 恵司

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画による利用権設定について（賃借関係）

議案第2号 農地利用配分計画案の作成に対する意見について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長 柴田 賢次

事務局副主幹 左右田 尚紀

事務局主任 茂木 郁

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和2年第10回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和2年8月25日に開催いたしました、令和2年第9回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認をしていらっしゃると思います。この場で修正をして署名をいただき、議事録とさせていただきます。委員の皆様は伺いますが、修正箇所はございますか。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして●●●●、●●●●にご署名をいただきます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。農業委員において、欠席者はなく14名全員の出席をいただいております。

従いまして、本日の総会は成立をいたします。また推進委員さんに欠席者はなく6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出の議案は事前に配布の資料のとおりでございます。農地法などの法令の許可に関する議案は、議案第1号から議案第4号までとなります。報告案件は、報告1から報告3までの7案件となります。

初めに、2ページの議案第1号「農用地利用集積計画による利用権設定について（賃借関係）」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をお願いいたします。

（事務局） — 議案第1号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第1号番号1から5につきまして、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

前回の総会で、3条の議案承認された箇所に関連です。現地はきれいに管理されており、問題はないと思われます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がございましたら、よろしく願いいたします。

(事務局)

先ほど委員のご説明にあったとおり、先月の総会で議案承認された第10回議案第2号番号3の関連となります。

以前より、公社を通して賃貸借すると説明があり、それが履行されたものであります。借受人は売買を希望していましたが、貸付人が賃借を希望したことにより申請に及んだようです。

(議 長)

議案第1号の番号1から5について担当地区委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号1から5について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員の方賛成でございます。

よって議案第1号の番号1から5については承認をすることにいたします。

次に、議案第1号の番号6について担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

5月の総会で利用権の申請があり承認したのですが、この度、公社を通じた賃借を希望したため、再度申請となりました。特に問題はないかと思いますが、補足説明等ありました

ら事務局から説明をお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がございましたら、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

先ほど委員のご説明にあったとおりであり、前回の利用権を合意解約し、今回の申請に及んだものであります。

(議 長)

議案第1号の番号6について、担当地区委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号6について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号6について承認をすることにいたします。

次に、議案第1号の番号7について担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

借受人に話を聞いたところ、今まで手続きをせずに相対で賃借していたのですが、農政課に相談等をした結果、公社を通して賃貸借をすることにして申請に及んだようです。

特に問題はないかと思いますが、補足説明等ありましたら事務局から説明をお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がございましたら、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

先ほど委員のご説明にあったとおりです。

(議 長)

議案第1号の番号7について、担当地区委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委員)

議案第1号全体で質問します。賃借料に差があるのはなぜでしょうか。

(事務局)

番号1から番号5に関しては公社が定めている賃料ですが、番号6・7に関しては以前より賃貸借されていたものになります。その時の賃借料で設定してほしいとそれぞれの貸付人が希望し、借受人も了承しているということで差が生じています。

(議長)

他に何かございますか。

なし。

(議長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号7について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号7について承認をすることにいたします。

次に、議案第2号「農用地利用配分計画案の作成に対する意見について」でございます。

議案第2号について、事務局の朗読は控えさせていただきます。事務局の方で補足説明等ございましたら、お願いいたします。

(事務局)

番号7、8の借受人について説明いたします。前回の総会でも説明しましたが、農業高校を卒業し、農業法人に数年間勤務して露地野菜の栽培のノウハウを学んだ20代の方で、若手農業者として有望であると捉えています。

この方は、番号9、10の借受人と一緒に「認定新規就農者」として認定する予定であり、これが認定されると、国から年間150万円の補助金が5年間交付されることになります。この間、一定の収益があった場合は5年経過前に打ち切られるものであります。

(議長)

ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委員)

補助金を5年間受給した後、6年目に農業を辞めてもいいのですか。

(事務局)

以前は、現在の補助制度と違う制度の給付金がありましたが、その給付金を受給し終わった時に離農する受給者が何割かいたようです。その問題を踏まえて、新設された制度が現在

の補助制度であり、受給終了後5年以内に離農した場合は受給した補助金を全額返還することとなりました。

(議 長)

ただ今事務局より説明がありましたが、これ以外に委員より補足説明等はございますか。

(委 員)

番号1から6に関して、以前より農地パトロール等で申請地一帯を見ていると、数年後には耕作放棄地になると懸念される場所がかなりありました。そこを耕作してもらえるとということで有り難いと思っておりますが、企業が運営するので、何かあった時に撤退等の危険性もあると考えています。

(委 員)

番号9、10に関して、無肥料・無農薬で耕作する予定で現在も耕作中です。作物の出荷先を聞いたところ、●●●●という商業施設に入っている直売所的な場所に卸しているようです。

(議 長)

議案第2号については、ただ今事務局及び担当委員の説明のとおりでございます。ただ今内容につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第2号について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号については承認をすることにいたします。

次に、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第3号について事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第3号番号1について、担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

現在は樹木の伐採・抜根と整地作業を行っています。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号の番号1の補足説明させていただきます。補足説明資料の2ページをご覧ください。

申請者におきまして、自作地●●●●m²、申請地●●m²、計●●●●m²であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件といたしまして、9月7日に全て耕作、適正管理を確認しております。

地域との調和要件は、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

農作業常時従事要件といたしまして、従業員、パート社員と合わせまして計●●名、各250日以上耕作するというので、要件は全て満たしています。

こちらの申請地は、登記地目が山林となっておりますが、一部開墾し、●●●●m²の内●●m²は畑と農地台帳に記載があります。登記地目が山林であるため、既に所有権移転登記は完了していますが、農地法では現況主義を採用しており、登記地目に関わらず実際に農地として利用していれば、農地法上の農地となりますので、今回の申請地についても許可申請対象となります。これは、譲受人の計画地を再度確認していたところ、発覚したものです。

以上、補足説明といたしまして、皆さまご審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

議案第3号の番号1について、担当委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第3号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号1について承認をすることにいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可」についてでございます。議案第4号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第4号番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いします。

(委員)

－ 所在地についての説明 －

譲受人に話を聞いたところ、結婚が決まっているので、先に住居を構えたいとのこと。申請地の東側に実家があり、今後の生活や両親の老後を考えても実家の近くが良いと考え、申請に及んだようです。

現地を確認したところ、事前着工等もなく問題はないかと思います。何がございましたら、事務局の方でお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局で補足説明がありましたら、お願いします。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。こちらは農業振興地域内の農用地区域外であります。農地性としたしましては、第2種農地となっております。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、前面道路の側溝へ接続し、雨水は宅地内浸透処理となります。

その他として、元々6月16日に申請があった案件ですが、譲渡人の所有地に違反があったため是正指導をしていました。9月7日に現地確認をしたところ、全く問題なく事前着工もありませんでした。

(議長)

議案第4号の番号1については、ただ今、担当委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

(委員)

今回の転用面積は●●㎡ですが、開発行為は300㎡以上が必要だと思えます。これは、隣接している宅地を含めて300㎡以上であるため、問題ないということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。宅地を含めて●●㎡となりますので許可されております。

(委員)

わかりました。

(議長)

他に質問はありますか。

(委員)

6月の申請について、是正の内容はどのようなものでしょうか。

(事務局)

国道122号沿いにある●●●●の近くに所有地があり、その農地が適正管理されていなかったため、是正したものです。

(委員)

わかりました。

(議長)

他に質問はありますか。

なし。

(議長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第4号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第4号の番号1について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第4号の番号2について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委員)

－ 所在地についての説明 －

譲渡人の夫に話を聞きました。以前から売り出しを行っていたところ、不動産業者から照会があり、今回の申請に及んだということです。

申請地の西側に細く伸びた箇所がありますが、これは●●さんという方の宅地になっております。申請地の前面道路には上下水道管がないもので、●●さんの土地を購入し、上下水道等の接続をしております。

現地は事前着工等ありませんでした。事務局から補足説明をお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の7ページをご覧ください。こちらは農業振興地域内の農用地区域外であります。農地性といたしましては、第2種農地となっております。

先ほど委員からご説明があったとおり、●●●●に建築しますが、●●●●を含めると●

●㎡となり500㎡を超えてしまいますが、上下水道の排水の関係で、裏の側溝へ接続する必要があるため認めています。

資金計画ですが、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、西側道路のU字溝へ接続し、雨水は宅地内浸透処理となります。

その他として、9月3日に現地確認をしましたが、事前着工はありませんでした。

(事務局)

農転許可の上限面積について説明します。農地法上、市街化調整区域に住宅を建築する場合の許可上限面積は「概ね500㎡」となっていますが、概ねとは10%以内となりますので、最大550㎡まで農転は可能となります。

しかし、基本は500㎡で許可していますが、分筆後に残った農地が小さく耕作が難しいと推測できる場合等は、最大の許可面積まで農地転用を認めている状況です。

今回の案件も、必要不可欠であると判断し、申請を受け付けました。

(議長)

議案第4号の番号2につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第4号の番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第4号の番号2について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第4号の番号3について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

元々、申請地では自家消費野菜を作っていましたが、譲受人の妻が孫であり、その孫夫婦が住宅を建築するという事で申請に至ったようです。

分筆はしてありますが、事前着工等はなく、所有地についても問題ありません。

(議長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の11ページをご覧ください。こちらは農業振興地域内の農用地区域外であります。農地性といたしましては、第2種農地となっております。

資金計画ですが、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、全面道路の側溝へ接続し、雨水は宅地内浸透処理となります。

その他として、9月3日に現地確認をしましたが、事前着工はなく譲渡人の所有地についても問題はありませんでした。

(議長)

議案第4号の番号3につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第4号の番号3について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第4号の番号3について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第4号の番号4について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委員)

－ 所在地についての説明 －

1年ほど前から話のあった案件ですが、●●●の農地へ見沼代用水の水を引くため、綾瀬川の下に伏せ越し管を設置し排水していましたが、管の老朽化により交換が必要になったため、その機材等の一時仮置き場として今年10月から来年3月末まで一時転用で申請がありました。

工事は●●●役場のアグリ推進課が担当しており、事前着工等はありません。補足がありましたら、事務局から説明をお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の15ページをご覧ください。こちらは農業振興地域内の農用地区域外であります。農地性といたしましては、第1種農地となっておりますが、一時的な転用ということで申請がありました。

先ほど委員からご説明があったとおり、綾瀬川の伏せ越し工事のための機材等の一時置き場ということです。

資金計画ですが、事務局の方で確認済みです。

汚水・雑排水は発生せず、雨水は宅地内浸透処理となります。

その他として9月3日に現地確認をしましたが、事前着工はありませんでした。工期は●●●の9月議会の議決日から、翌年3月12日の予定です。

(議 長)

議案第4号の番号4につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の内容につきまして、ご意見ご質問等がございますか。

(委 員)

土地代金は賃料ですか。

(事務局)

5か月分の賃借料です。

(委 員)

今回は一時転用なので、期間が終われば原状回復して返還されるのでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。工事が終わった段階で工事完了届出が提出されますので、その後、事務局で現場確認を行います。

(委 員)

わかりました。

(議 長)

他に質問はありますか。

(委 員)

●●●はここだけでなく、他でも同じく伏せ越し管を設置して排水しており、今まで同じような工事を実施しているようです。許可申請をしていなかったと思われるのですが、場所によるのでしょうか。

(事務局)

場所や工事内容に関係なく、農地を一時的に転用するのであれば許可申請は必要になります。公共事業の場合、必ずしも申請があったとは限らず、相談があれば指導しますが、それもなく実施しているケースは実際にはあります。

(委員)

わかりました。

(議長)

他に質問はありますか。

なし。

(議長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第4号の番号4について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第4号の番号4について承認をすることにいたします。

それでは暫時休憩といたします。

— 休憩 —

(議長)

休憩を閉じまして会議を再開いたします。

続きまして、議案第4号の番号5について、前回の総会で保留としていた案件となりますが、本日追加で資料をお配りしていますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局) — 以下の追加資料について、説明 —

- ・申請者代理人からの報告書
- ・この事案の問題点等（新たな質問事項）
- ・関連資料の紹介（農地担当者会議の議題・農地法に係る事務処理要領）
- ・以前の総会資料等

(議長)

ただ今の事務局からの説明のとおり、申請者代理人からの報告書が出されまして、9月18日（金）に農業委員の方々にお集まりいただき、事前に意見交換をさせていただきました。その時のご意見も踏まえて、問題点や新たな質問事項を説明させていただきましたが、これ以外に確認や質問等はございますか。

— 指名しながら、ご意見を伺う —

(議長)

それでは、本日いただいたご意見も加えて事務局で質問事項を整理していただき、再度申請者代理人に提示し回答を求めることとしますので、本日も審議保留とすることにいたしま

す。

次に報告事項に入ります。報告1から報告3について、事務局より朗読と説明をお願い申し上げます。

(事務局) — 報告1から報告5朗読 —

(議長)

事務局の方で朗読いたしました報告1から報告3について質問等がある方は挙手をお願いします。

なし。

(議長)

特に質問が無いようですので、報告事項を終わります。

それでは、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議長)

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。